

廿日市市介護予防・生活支援員養成研修

【廿日市市一定研修】

28, 29 年度通算 修了者 37 名

平成 30 年度 第 1 回受講者募集

廿日市市介護予防・生活支援員養成研修とは？

廿日市市は、平成 28 年 4 月から、「介護予防・日常生活支援総合事業」を始めています。

この事業において、訪問型サービスとして、従来相当の「訪問介護」に加えて『生活援助型訪問サービス』（訪問型サービス A）が新たに始まっています。

『生活援助型訪問サービス』とは、要支援 1、2 及び事業対象者（生活機能低下が認められた方）を対象に、生活援助（掃除、洗濯、衣類の整理、薬の受取等の自立支援のための見守りの援助 ※身体介護を除く）を行うサービスで、介護福祉士等の有資格者だけでなく、市の認定する一定研修修了者も従事することができます。

この一定研修を『廿日市市介護予防・生活支援員養成研修』として、今年度も開催します。

生活援助型訪問サービスとは

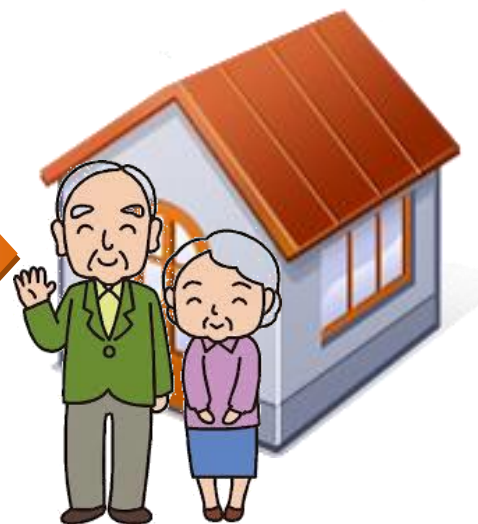
要支援 1、2 及び事業対象者

介護予防・生活支援員
(一定研修修了者)
※雇用労働者



訪問
(生活援助 ㊟)

㊟掃除、洗濯、衣類の整理、薬の受取等の自立支援のための見守りの援助 ※身体介護を除く



Q & A



生活援助型訪問サービスについて

Q. 生活援助型訪問サービスとはどのようなサービス？

- A. 要支援1, 2及び事業対象者(生活機能低下が認められた方)の方の住まいに訪問し、生活援助(掃除、洗濯、衣類の整理、薬の受取等の自立支援のための見守りの援助 ※身体介護を除く)を行います。

Q. 研修を受けたら個人で生活援助型訪問サービスが行える？

- A. 指定事業者に雇用される必要があります。研修時に指定事業者の情報を提供いたします。

介護予防・生活支援員養成研修について

Q. 生活援助型訪問サービスのことはよく分からないけど大丈夫？

- A. この研修は、訪問介護に関わる資格(介護福祉士, 初任者研修修了者など)をお持ちでない方を対象とした研修です。生活援助型訪問サービスに従事するために最低限必要な知識や技術を、講義や演習、実習などを通して学んでいただけます。
※ 詳細は次ページのカリキュラムをご確認ください

Q. 研修日程に、都合が合わない日があるけど大丈夫？

- A. この研修は、原則全日程を受講できる方が対象です。受講中に急遽受けられない科目が出来た場合には、その時に相談調整をさせていただきます。

Q. 医療や介護に関する資格を持っているけど受講できるの？

- A. この研修は訪問介護の従事者に必要な資格を取得しておられない方が対象です。有資格者は受講できません。
※有資格者とは(介護福祉士, 介護職員基礎研修課程修了者, 訪問介護員養成研修1~2級課程修了者(ヘルパー1~2級免許保有者), 介護職員初任者研修課程修了者, 実務者研修修了者, 看護師または准看護師)

廿日市市介護予防・生活支援員養成研修カリキュラム

No.	教科名	内容（概略）	日程・場所	時間	講師（予定）
1	研修のねらい	廿日市市介護予防・生活支援員養成基礎研修について	5月9日 （水） さくらびあ	10：00～ 10：45	事務局（廿日市高齢者ケアセンター）
2	介護保険制度・高齢者介護サービスについて	介護保険制度と廿日市市における高齢者介護サービス等の実際		10：45～ 11：30	地域包括支援センターはつかいち
3	生活支援活動の実際	介護予防・生活支援サービス事業（訪問Aを中心に）生活支援コーディネーター他		11：30～ 12：20	廿日市市高齢介護課・廿日市市社会福祉協議会
4	地域福祉活動等の実際	廿日市市で行われている住民福祉活動について		13：05～ 13：55	廿日市市社会福祉協議会
5	コミュニケーション技法	コミュニケーションの意義、目的、役割		13：55～ 14：45	廿日市高齢者ケアセンター職員
6-1	老化の理解と対応	身体・知・心理)	5月16日 （水） 市役所	10：00～ 11：40	地域リハビリテーション広域支援センター
6-2	老化の理解と対応	高齢者味覚や嗜好，栄養バランス及び食支援の工夫		11：40～ 12：50	管理栄養士
6-3	老化の理解と対応	摂食・嚥下機能と口腔ケア		13：35～ 14：45	摂食嚥下認定看護師
7	認知症の早期発見と対応	認知症の病態や症状、心理の理解 認知症の人やその家族への関わり方の理解	5月23日 （水） さくらびあ	10：00～ 12：00	広島県認知症介護指導者
8	実習前オリエンテーション	実習前オリエンテーション		12：45～ 13：45	事務局（廿日市高齢者ケアセンター）
9	当事者の気持ち	当事者の気持ちや生活課題を知る 自立支援の為の活動の在り方		13：45～ 14：45	要支援認定者
10 実習	訪問実習（訪問A従事者）	訪問の実際を学ぶ 尊厳・自立支援・介護予防の視点で学ぶ	5月24日～ 6月12日の間	2時間を2 回程度	各事業所
11	緊急時の対応	緊急時に必要な知識と対応	6月13日 （水） 市役所	10：00～ 13：00	廿日市市消防本部
12	修了式	修了式		13：45～ 14：45	事務局（廿日市高齢者ケアセンター）

※ 研修会場は、さくらびあ（リハーサル室）または廿日市市役所（7階会議室）。

※ 原則、全カリキュラムが受講できる方が対象です。

※ 10実習のみ、指定事業者での実習となります。

※ 受講ご希望の方は次頁をご確認ください。

◇ お申し込み方法・問い合わせ先

下記の連絡先にお電話でお申し込みください。

実施機関：廿日市高齢者ケアセンター（下記に地図） 廿日市市阿品 4 丁目 51-32

連絡先 TEL : 0829-36-2552（担当：木村・小野）

◇ **申込締切** 平成30年5月2日（水）

◇ **受講料** **無料**

◇ **定員** **20名**

※ 定員を超えた場合は、指定事業所の推薦者の受講を優先させていただきます。

◇ **さくらびあ（リハーサル室）または廿日市市役所（7階会議室）**

アクセスマップ ※ 駐車場に限りがあります。



◇ 生活援助型訪問サービスについて

- * 研修修了者には修了証を発行します。
- * 生活援助型訪問サービスに従事する場合は、廿日市市に届出を行っている事業所で雇用される必要があります。
- * 研修を修了された方には、生活援助型訪問サービス実施事業所情報をご案内します。
- * 生活援助型訪問サービスに従事する場合は、廿日市市が実施する「やすらぎ支援員養成基礎研修」など、その他のボランティア活動等も紹介します。

委託者：廿日市市

受託者：廿日市高齢者ケアセンター（阿品清鈴・第2清鈴園）